

立正大学校友委員会細則

第1章 総則

(名称)

第1条

本細則は、立正大学校友会に関する申し合わせ(以下「申し合わせ」という。)第16条の定めにしたがって立正大学校友委員会(以下「本委員会」という。)について定める。

(委員会の任務)

第2条

本委員会は委員長の諮問事項、申し合わせに定める事項、立正大学校友会の運営に必要な事項、ならびに構成団体の運営と支援協力等について審議する。

(設置)

第3条

本委員会を立正大学品川キャンパスに置く。

第2章 委員会の構成

(委員)

第4条

本委員会は以下の委員をもって構成する。

- (1) 委員長 1名(校友会会長)
- (2) 副委員長 3名(校友会副会長・同窓会長・橋会会長)
- (3) 顧問 1名(校友会顧問)
- (4) 監事 1名(校友会監事)
- (5) 委員

ア 大学事務局長	1名
イ 校友課長	1名
ウ 立正大学同窓会選出委員	2名
エ 削除	
オ 立正大学郵政会選出委員	1名(会長)
カ 立正大学橋会選出委員	2名

(オブザーバー)

第5条

委員長は必要に応じて委員以外の者の本委員会への出席を許可し、その意見を聴取することができる。

(委員の任期)

第6条

第4条に定める委員の任期は1期3年とし再任を妨げない。

2. 委員が任期途中で退任した場合、後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員の責務)

第7条

第4条に定める委員の責務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は本委員会を代表し、委員会を招集してその議長となる
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその責務を代行する
- (3) 顧問は委員長の諮問事項および本委員会の運営について助言し意見を述べることができる
- (4) 監事は本委員会の事業を監査する
- (5) 第4条第5項ウからカに定める委員はその選出団体を代表し、委員長の諮問事項について意見を述べ本委員会の運営にあたる。
- (6) 第4条第5項アからイに定める委員はその責務において委員長の諮問事項について意見を述べ本委員会の運営にあたる。

(委員会の開催・成立・議決)

第8条

本委員会は委員長が招集し原則として年3回開催する。

2. 委員長が必要と認めるとき、または委員の3分の2以上の要請があるときは委員長は本委員会を開催する。
3. 本委員会は委任状を含め委員の過半数の出席により成立し、出席委員の過半数により議決する。

第3章 細則の改廃

(改廃)

第9条

本委員会の細則の改廃は委員長の発議により出席委員の過半数以上の議決による。

第4章 委員会の事務

(事務局)

第10条

本委員会の事務は校友課が所管する。

第5章 雑則

(雑則)

第11条

第4条に定める委員は無給とする。

2. 第4条第5項ウからカに定める委員の旅費交通費、宿泊費は学園旅費規程を準用して当該団体が支弁する。
ただし、日当・鉄道グリーン料金および航空機特別席料金はこれを支給しない。

附則

平成21年4月1日制定、平成21年4月1日施行

平成23年4月20日改正、平成23年4月1日施行

平成24年11月21日改正、平成25年4月1日施行

平成24年12月21日改正、平成25年4月1日施行

平成25年11月20日改正、平成26年4月1日施行

平成27年11月18日改正、平成27年11月18日施行

平成29年11月15日改正、平成29年11月15日施行